

第6次和泉市一般廃棄物処理基本計画の概要

1. 策定の趣旨 (p. 1~p. 3)

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定されるもので、「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」を統括し、長期的かつ総合的な視点に立って計画的に施策の推進を図るための基本方針を示すものである。

なお、第6次計画の生活排水処理基本計画は、「水質汚濁防止法」第14条の9の規定に基づき策定する「和泉市生活排水対策推進計画」も兼ねるものとする。

2. 計画の位置づけ (p. 4)

「和泉市総合計画」及び「和泉市環境基本計画」に定める基本的事項を具体化させるための施策を示すものである。また、国・府が定める「指針」、「基本方針及び各種関係計画」等に配慮するとともに、本市が策定する「分別収集計画」や「公共下水道事業計画」、さらに、泉北環境整備施設組合の「一般廃棄物処理基本計画」等との整合を図る。

3. 計画範囲・期間 (p. 5)

計画範囲は、本市行政区域全域とし、本市域で発生する一般廃棄物を対象とする。

また、計画期間は令和8年度を初年度、令和12年度を中間目標年度、最終目標年度を令和22年度とする。

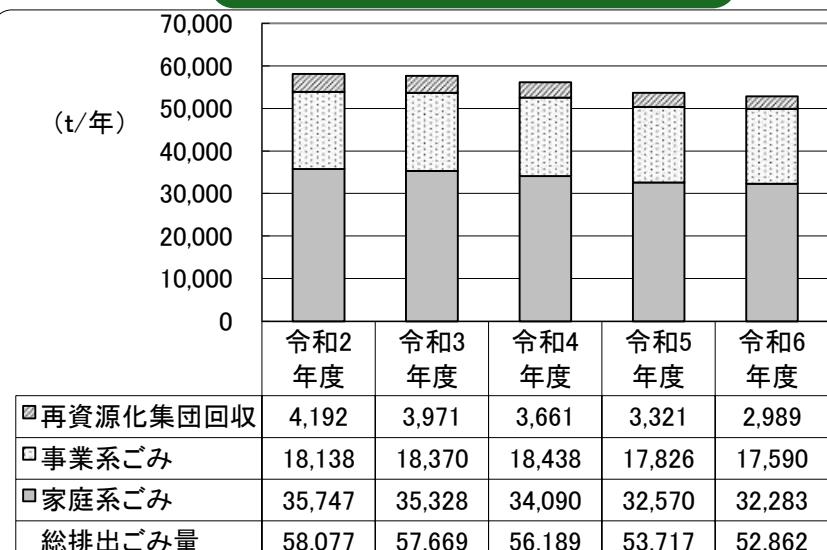
ごみ処理基本計画

(p. 6~p. 66)

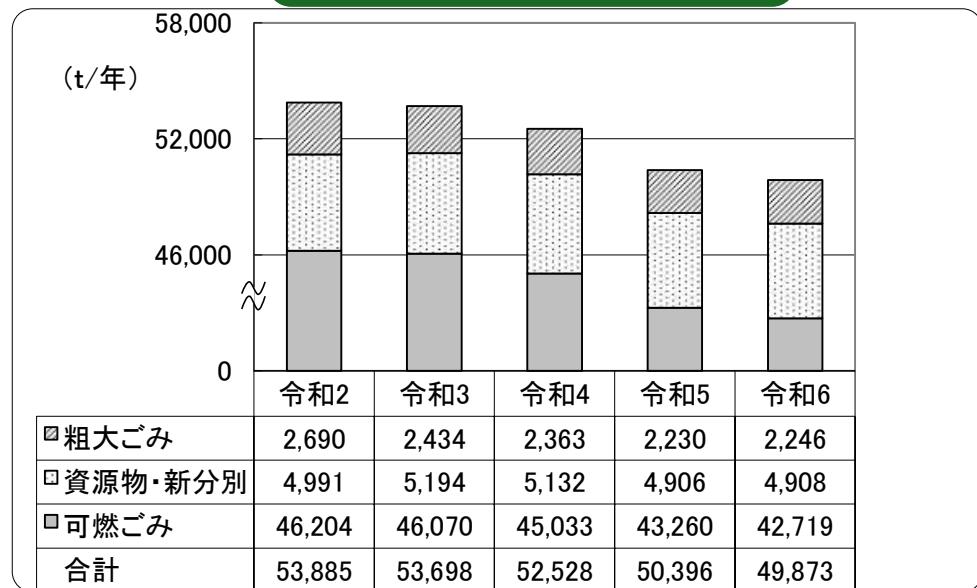
1. ごみ処理事業の概況 (p. 6~38)

- ▶ 日常(可燃)ごみ2分別・資源物3分別・新分別4分別、及び粗大ごみの計10分別に分類、排出。
- ▶ 家庭系日常(可燃)ごみは、平成27年10月から有料指定袋による排出を実施し、導入時の目標値(平成24年度実績値から20%削減)を令和5年度、令和6年度に達成している。一方で、「食品ロス削減推進法」や「プラスチック資源循環促進法」などの施行を受け、ごみ減量だけでなくその質も問われている。
 - ・食品ロス削減の啓発及び情報発信
 - ・紙類の分別を進めリサイクルの促進を図る
 - ・生ごみの水気を絞る
- ▶ 令和4年3月に策定した「災害廃棄物処理基本計画」に基づき、災害時にも適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理を行うため、情報提供システム及び収集運搬体制を構築する。
- ▶ 中古品の売り買いといったリユース活動が市民生活に定着し、インターネット上での不用品の販売も普及している。更に民間事業者と連携したリユース活動を促進する。

ごみ排出別実績推移



ごみ種類別実績推移



中間処理及び最終処分について

- 一般廃棄物は泉北クリーンセンターで処理しており、通常時の適正処理と災害等の非常時に円滑な処理体制を確保する必要がある。なお、令和16年度の供用開始を目指し、新施設の整備に向けた更新事業を進める。
- 最終処分場施設は埋立容量に限りがあるため、可能な限り長期的かつ計画的に持続させるために、発生・排出段階によるごみ減量化・資源化を進める必要がある。

2. ごみ処理の基本方針 (p. 39~p. 44)

(1) 計画の基本的な考え方

ごみ減量化、適正処理、処分を進めるための長期的、総合的かつ計画的な視点に立った一般廃棄物処理の基本的な方向性を定める。

(2) 基本理念及びごみ処理の基本的な方向性

上位計画に示すまちの将来像や望ましい環境像を受けて、第5次計画の基本的な方向性を引き継ぐ。「循環型地域経済システムの構築」「循環型廃棄物処理システムの構築」「循環型廃棄物マネジメントシステムの構築」の3つ基本的な方向性を掲げ、基本理念「ごみゼロ社会への挑戦」の実現を目指す。

(3) ごみ減量化目標の設定

1日1人当たりの家庭系ごみ排出量は減少傾向であったが、1日当たりの事業系ごみ排出量は横ばいであった。第6次計画の目標は、令和6年度の実績値を基準とし、第5次計画での目標値設定を令和22年度まで延長して設定することとする。

ごみ排出量の数値目標

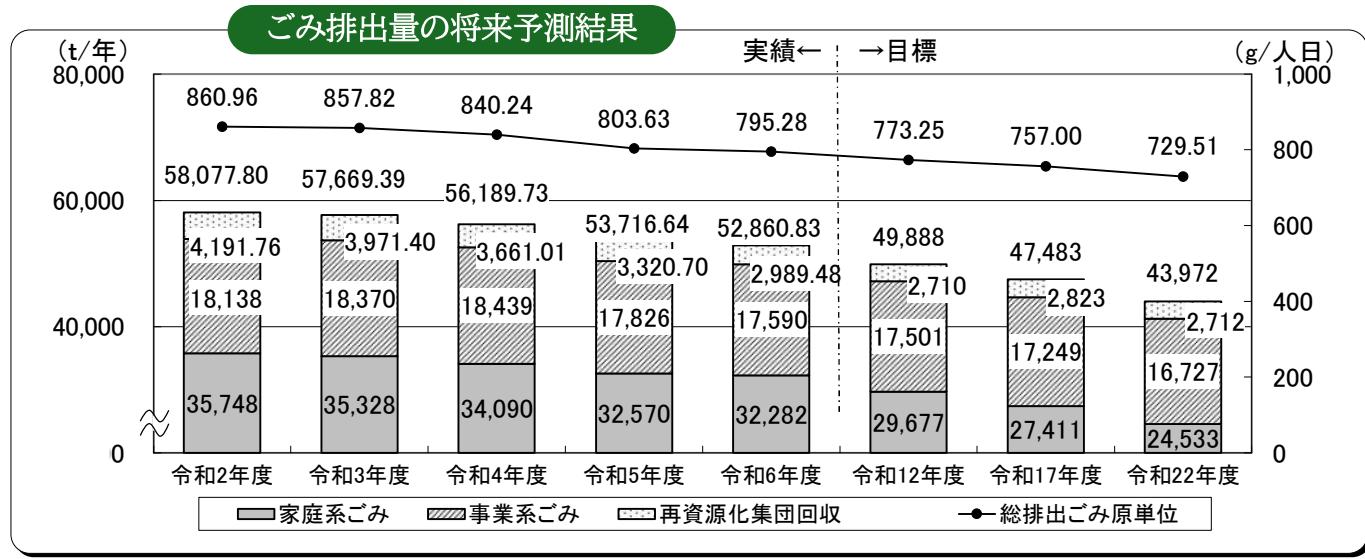
令和6年度のごみ排出量実績を基準とし

令和12年度（中間目標年度）：2.5%以上削減

令和22年度（最終目標年度）：7.5%以上削減

3. 計画収集人口・ごみ排出量の将来予測 (p. 45~p. 52)

- 計画収集人口は、「和泉市人口ビジョン」（令和6年度版）の推計値を基に予測する。
- 過去5年間の実績値を基に推計し、さらに中間目標年次である令和12年度までのごみ排出量の推移について次のように取り組み効果を見定め、目標値を設定する。
 - ごみ減量化施策や出前授業の実施による市民のごみ減量及びリサイクル意識の啓発
 - 新分別や集団回収によるごみ減量効果の促進
 - 食品ロス削減、生ごみの水切りによるごみ排出量の削減
 - 事業系ごみにおけるリサイクルの促進及び多量排出事業者へのごみ減量化の啓発



4. ごみ処理基本計画 (p. 53~p. 66)

【基本施策の体系】

基本理念	基本的な方向性	基本目標	基本施策
ごみゼロ社会への挑戦	循環型地域経済システムの構築	(1) 啓発活動・環境教育による意識改革の推進	①PR・啓発事業・リサイクル教育の充実 ②ごみ減量関連事業の支援 ③適正処理困難物の処理促進 ④プラスチックごみゼロ・不法投棄の防止による環境美化の推進
		(1) ごみの発生・排出を抑制する具体的取り組みの推進	①家庭系日常(可燃)ごみ有料化の実施状況等の点検 ②分別排出区分の見直しと資源化拡大 ③再資源化集団回収システムの拡充 ④不用品等のリユース促進 ⑤家庭における生ごみ減量化及び食品ロス削減の推進 ⑥事業系ごみの排出管理と指導の徹底 ⑦行政のリサイクル実践行動 ⑧持続可能な開発目標SDGsの実現のため、生産消費形態の確保
	循環型廃棄物処理システムの構築	(1) 適正なごみ排出・効率的なごみの収集・運搬 (2) 施設整備・適正管理の遵守 (3) 緊急時のごみ・し尿等処理対策	①ごみ排出ルールの遵守・指導徹底 ②収集運搬体制の効率化及びごみ収集の質の向上 ③収集作業環境の向上 ④災害廃棄物の排出に関する情報提供システム及び収集運搬体制の構築 ①ごみ焼却処理施設の適正な管理の推進 ②資源化センター、啓発施設の適正管理と運営 ③最終処分場の適正な管理の推進 ①災害発生を想定した事前のごみ処理協議の実施 ②緊急事態におけるごみ処理の相互支援の協議及び協定締結 ③災害廃棄物処理基本計画書の策定 ④環境に配慮した災害ごみ処理方法の検討
循環型廃棄物マネジメントシステムの構築		(1) 計画推進体制の強化	①市民・事業者・行政の協働推進 ②廃棄物処理事業に係る行政サービスの向上・見直し ③組合との連携 ④情報公開の推進 ⑤コスト管理の検討
		(2) 進捗状況管理の確立	①ごみ処理に関する「共通目標」の設定と認識 ②PDCA(計画→実施→評価→見直し)サイクル手法管理の構築

生活排水処理基本計画

(p. 67～p. 92)

1. 概要 (p. 67～p. 72)

本計画は、本市が計画的に生活排水処理対策を行うため、生活排水処理をどこまで行うか、また、どのように処理するか基本方針を定めたものである。

基本方針に基づき公共下水道や合併処理浄化槽の整備に努めるとともに、一般家庭や事業者等への生活排水への意識の向上のため、本計画に基づき啓発活動を進めるものとする。

2. 現状と課題 (p. 73～p. 83)

1) 生活排水処理について (生活雑排水の適正処理)

- (1) 生活雑排水の一部が未処理のまま放流されている
- (2) 下水道の普及に伴い収集体制の見直しが必要となる可能性がある

2) 生活排水中間処理について (下水道や浄化槽の整備)

- (1) 公共下水道の整備が完了した地区に、まだ下水道に接続されていない住宅・事業所等がある
- (2) 下水道整備区域外や下水道整備に期間を要する区域において浄化槽の整備を促す必要がある
- (3) し尿処理施設の老朽化への対応が必要である

3) その他

- (1) 適正に維持管理されていない浄化槽がある

3. 取組内容 (p. 84～p. 89)

1) 自然環境への負荷の低減

- (1) 公共下水道による生活排水処理の改善
- (2) 公共下水道への水洗化促進
- (3) 収集便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進及び促進
- (4) 浄化槽の適正な維持管理の推進
- (5) 生活排水対策の啓発活動

2) 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

- (1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制の検討
- (2) し尿処理施設の適正な維持管理
- (3) 災害等に備えた体制づくり

3) 啓発活動の積極的な推進

- (1) 広報啓発や自然観察会等の実施
- (2) 台所や風呂等の排水対策に関する啓発

【生活排水の数値目標】 (p. 90～p. 92)

●生活排水適正処理率の目標値

項目/年度	令和6年度現在	令和12年度目標	令和17年度目標	令和22年度目標
生活排水適正処理率	88.2%	89.7%	90.7%	91.7%

注) 生活排水適正処理率：水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

●生活排水の処理形態別内訳

項目/年度	令和6年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
①計画処理区域人口	182,104	176,760	171,380	165,140
②水洗化・生活雑排水処理人口	160,644	158,467	155,418	151,418
②.1 下水道	147,660	147,270	145,653	143,145
②.2 合併処理浄化槽	12,984	11,197	9,765	8,273
③水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	14,283	12,175	10,624	9,133
④非水洗化人口	7,177	6,118	5,338	4,589